

空き家をお持ちの方へ

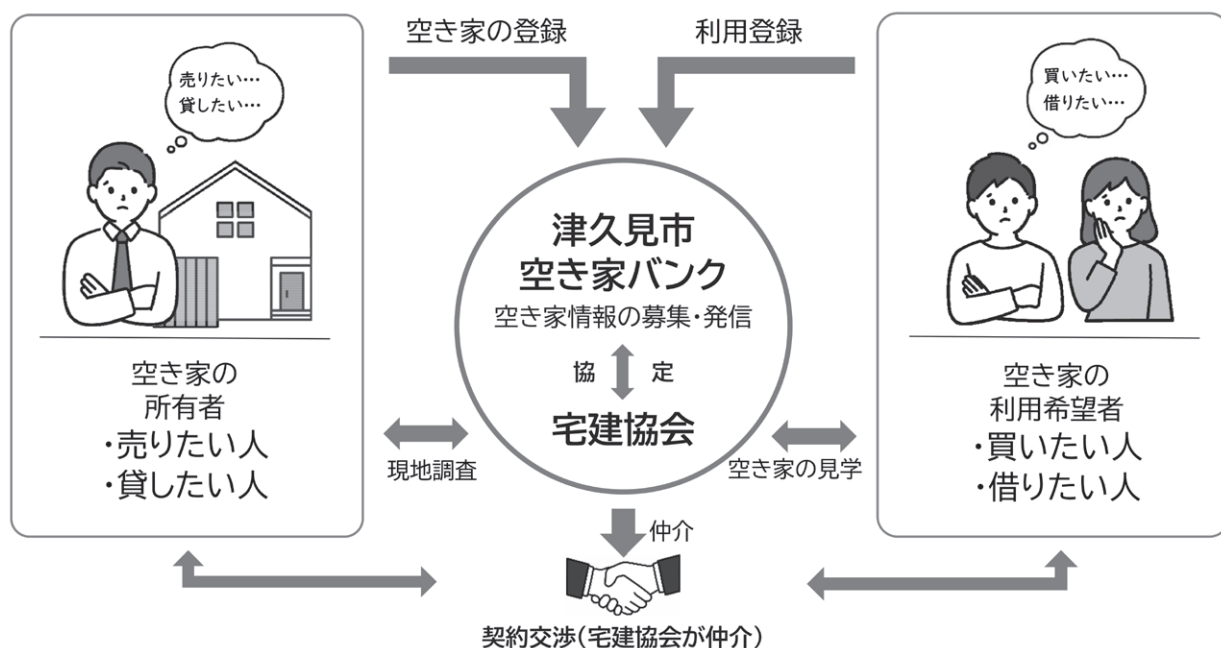
空き家バンクに登録しませんか

登録無料

空き家の有効活用とU/Iターン希望者などの移住や市内定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に空き家バンク制度を推進しています

【問い合わせ】商工観光・定住推進課 ☎0972-82-2655／まちづくり課 ☎0972-82-4111(内線358)

「空き家バンク」とは？・・・市内の空き家の有効活用と移住定住を目的に、所有者から登録のあった物件を居住先として必要な人に紹介する制度です。申請後に現地調査などを行い、登録の可否を判断し、登録すると補助金が活用できます。登録は無料ですので、この機会にぜひ検討ください。



空き家バンク登録のメリット

空き家バンクに登録すると、次のメリットがあります。

対象者	助成内容
登録物件所有者	市内の事業者に依頼して実施した空き家の家財処分等に要する経費に対して最大10万円を助成します。
市外の方で登録物件を買われた方 (65歳未満等の要件あり)	空き家バンク登録物件の購入費用及び改修費用の3分の2、最大100万円を助成します。また、家財処分に最大10万円を助成します。
市内の方で登録物件を買われた方 (市税等を完納している等の要件あり)	空き家バンク登録物件の購入費用の40%最大30万円分(新婚・子育て世帯は最大で50万円分)の商品券を交付します。

※市は、空き家バンク登録物件の紹介まではできますが、実際の売買には立ち入れません。

登録の際は、不動産売買のプロである大分県宅地建物取引業協会臼津支部の会員さんに仲介業者として入っていただきます。売買の際は、仲介手数料が発生しますので、ご了承ください。